

2020年6月5日
2020年11月20日一部変更
2021年1月15日一部変更

高知工科大学学生の皆さんへ

6月19日以降の課外活動の再開について

学生支援課

課外活動について、6月19日に国内の移動自粛が全面解除される予定であることから、感染予防対策を行うことを前提として、6月19日以降、活動再開を認めることとします。

活動再開にあたっては、以下の活動再開条件を確認の上、各活動の態様に応じた感染予防対策を講じてください。

引き続き学生の皆さんは、ウイルスへの警戒を怠らず、集団感染の起こりやすい「換気の悪い密閉空間」「多数の人が集まる密集場所」「近距離での会話や発声をする密接場面」という3つの「密」を避け、人との間隔を空ける等、新しい生活様式のもと、一人ひとりにできる感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

1 活動再開の条件

活動再開にあたっては、各学生団体において以下の条件を満たすことを求めます。

- (1) 各学生団体の活動の状況・態様に合わせて感染予防対策を講じ、適切に実施すること。
- (2) 各学生団体において感染予防対策を実施する責任者（学生団体代表者等）を選任し、大学に報告すること。
- (3) 活動にあたっては、別添「活動記録簿」を作成し、活動参加者および参加者が「大学活動参加の条件」を満たしていることを確認し、記録すること。
- (4) 感染予防対策責任者は、(1)～(3)が適切に実施されていることを確認し、不備がある場合は適時に改善を行うこと。

2 活動実施にあたっての留意事項

活動実施にあたっては、活動再開の条件にも定める活動記録簿を必ず作成し、参加者とその健康状態について確認・記録を行ってください。「大学活動参加の条件（大学HPに掲載）」を満たさない学生は、活動に参加できません。

また、別添「課外活動における感染症予防について」を熟読し、感染予防対策を講じた上で、実施してください。

3 活動参加者の判断・行動について

課外活動においては他者との接触機会が増加するため、感染者が発生した場合の集団感染リスクは高まります。

集団感染リスクを低減させるために、活動参加者は「感染しない」ための予防対策を徹底して行ってください。また、自らが感染した事態に備えて、普段から他者に「感染させない」行動を取るとともに、日々の体調や行動を記録し、拡大を防止できるようにしてください。

課外活動において団体内に感染者が発生するような事態となった場合は、活動を再度中止することになります。活動できる環境を維持するため、活動参加者は自覚と責任を持ち、「感染しない」「感染させない」ための判断と行動を行ってください。

4 活動再開に向けた手続き

活動再開の時期は6月19日以降とします。感染予防対策が準備できた学生団体から、大学に「活動再開届（添付様式）」を提出してください。

活動再開届が提出され、内容が確認できた団体から、順次再開を認めます。

5 その他

(1) 学生寮一時離寮者の復寮について

学生寮を一時離寮している者について、学生支援課へ申請の上で復寮を認めます。ただし、復寮にあたっては「高知県内への移動条件の変更について（大学HPに掲載）」を参照し、条件を満たしていることを条件とします。

復寮を希望する者は、学生支援課から別途寮生向けに通知する復寮に関する案内に沿って、手続きを行うようにしてください。

「大学活動参加の条件」、「高知県内への移動条件の変更について」等は、大学ホームページにて参照してください。

高知工科大学 HP 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ一覧

<https://www.kochi-tech.ac.jp/news/2020/005098.html>

※「大学活動参加の条件」については、「本学における新型コロナウイルス感染症対策（PDF）」に記載されていますので、そちらを参照してください。

不明な点については、学生支援課 (student@ml.kochi-tech.ac.jp) までお問い合わせください。

(西暦) 年 月 日

高知工科大学長 様

課外活動再開届

学生団体名称

(代表者) 学籍番号

氏 名

(自署)

所 属

課外活動を再開しますので届け出ます。

活動にあたっては感染予防対策を講じ、感染予防に十分注意を行ったうえで活動を実施します。

<確認欄>

以下の活動再開条件を満たしていることを確認し、チェックをしてください。

- 活動の状況・態様に合わせた感染予防対策を作成している。
- 活動記録簿を作成・準備した。
- 感染予防対策責任者を選任した。

感染予防対策責任者	学籍番号	
	氏 名	
	所 属	
	学生団体役職	

- 学生団体顧問に感染予防対策を報告・相談し、確認を得た。
(感染予防のため、電話・メール等による報告・相談で可)

活動再開予定日	2020年 月 日
---------	-----------

感染予防のため、本様式は電子ファイルでの提出を可とします。代表者が氏名欄に自署（サイン）を行い、PDF もしくは JPG に変換して、メールで提出してください。

【提出先】 学生支援課 student@ml.kochi-tech.ac.jp

【件 名】 課外活動再開届提出 [学生団体名] としてください

課外活動における感染症予防について

適用：2020年6月19日～
2020年11月20日一部変更
2021年1月15日一部変更

<6/19版からの主な変更点>

- 大学活動参加の条件を更新

※ここに記載する内容は、国内の感染状況により内容を見直す場合があります。その際は、改めて通知します。

I 大学活動参加の条件（認められた大学活動）

次の3つの条件全てを満たす場合、学生は、対面授業、研究室活動、課外活動等、大学が認める対面での活動に参加できます。条件を満たさない場合は、自宅待機等をしてください。

(1) 以下のいずれにも該当しない。

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染者
- ② 感染者の濃厚接触者又はPCR等行政検査の対象者
- ③ 家族等の同居者が感染者の濃厚接触者又はPCR等行政検査の対象者
- ④ 感染（疑い）者との接触（疑いを含む）がある。
- ⑤ 医療機関、保健所等から自宅待機を指示されている。
- ⑥ 大学により自宅待機を命じられている。

(2) 以下のいずれにも該当しない。

- ① 過去2週間以内に、海外から入国した。
- ② 過去2週間以内に、入国後2週間以内の人と濃厚接触した。

(3) 以下のいずれの症状もない。

発熱（目安：37.5度以上）、咳、くしゃみ、鼻水、鼻づまり、のどの痛み、たん、頭痛等の風邪症状、強い倦怠感、息苦しさ、嗅覚や味覚の異常等

※花粉アレルギー等、本人が自覚している症状は対象外です。

※例えばのどの痛みだけであっても、自覚している他の疾病であると確信がもてない場合は自宅待機してください。

※発熱については、37.5度以上の場合は必ず自宅待機してください。37.5度未満であっても、平熱が36度前後で発熱と自覚できる場合は、念のため自宅待機してください。

※万一、新型コロナウイルス感染症に感染していた場合、他の人に感染させないための自宅待機ですので、不安な場合は自宅待機を選択してください。

- 上記（1）、（2）に該当する学生※、（3）に記載の症状があり医師の判断でPCR

等の行政検査を受検する（した）学生は、対面での大学活動には参加せず、以下に連絡してください。該当するかどうか不安な場合も、大学活動には参加せず、相談してください。対面での大学活動を再開できる時期については、保健所等関係機関と相談のうえ、大学から連絡します。 ※（１）⑥は除く

【学生支援課】 TEL: 0887-53-1118 Email: student@ml.kochi-tech.ac.jp

- 厚生労働省が推奨する「新型コロナウイルス接触確認アプリ～COCOA～」において陽性者との接触が確認された場合は、対面での大学活動には参加せず、以下に連絡のうえ、受診してください。また結果としてPCR等を受検する（した）場合は、上記に従い、学生支援課まで連絡してください。

【新型コロナウイルス健康相談センター】

TEL : 088-823-9300（平日・土日祝日 9:00-21:00）

- 上記条件に関し相談したい場合は、以下に連絡してください。

【健康相談室】 TEL : 0887-57-2020（平日 8:30-17:15）

II 活動参加者の遵守事項

- ① マスクを持参すること。（運動時以外には着用すること。）
- ② こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を行うこと。
- ③ 他の活動参加者との距離（できるだけ2m以上）を確保すること。
- ④ 活動参加中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑤ 感染防止のために大学が定めたその他のルール等を遵守し、事務局等の指示に従うこと。

III 活動参加者が活動を行う際の留意点

（１）活動中

- ① 十分な距離の確保
 - 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること。
 - 強度が高い活動の場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること。
 - 水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。

※感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。

- ② 位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。
- ③ 活動中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。
- ④ タオル等の共用はしないこと。
- ⑤ 活動中に大きな声で会話、応援等をしないこと。

(2) 休憩・着替え時

- ① マスクを着用すること。(特に会話をする際)
- ② こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ③ 他の参加者との距離(できるだけ2m以上)を確保すること。
- ④ 更衣室等の利用は、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。
- ⑤ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと。
- ⑥ 飲料等の回し飲みはしないこと。(個人毎の飲料を準備するなど)

(3) 部会・ミーティング

- ① 部会やミーティングについては、Web会議システム等を積極的に活用し、三つの密を避けること。
- ② 練習前後等で対面によるミーティング等を行う場合には、「十分な身体的距離を確保できる空間」で、「マスクを着用」し、「必要最低限の時間」で行うこと。
- ③ 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。

Ⅲ 練習メニューについて

活動内容の決定や感染予防対策については、以下の点に留意すること。

また、各競技団体等が策定している「競技別の感染症防止のガイドライン等」を確認し、それらの知見を活用し、活動に反映させること。

- ① 活動人数が多い場合は、複数の少人数グループに分けて活動を行うこと。
- ② 活動参加者が密接する練習メニュー(接触を伴う試合形式、十分な身体的距離を確保できない練習メニュー等)は避けること。
- ③ 屋内で活動する場合は、活動場所(体育館等)の常時換気を行うこと。(出入口・窓等の開放、換気扇等の常時運転)
- ④ 物品の共有をなるべく避けること。

Ⅳ 施設利用について

上記の条件を満たすことを前提に、体育施設等の利用を許可する。ただし、施設の構造等により、感染予防対策が十分でないものについては利用を制限する場合がある。

※トレーニングルームについては当面の間は利用中止とします。

機器利用をとおした接触感染のリスクが高く、十分な感染防止対策ができないため。

Ⅴ 遠征・合宿等について

当面の間、練習試合等の対外活動や合宿等は自粛を要請します。

ただし例外として、公式戦(これに付随する練習試合)は感染予防対策が講じられている

ことを条件に、出場を認める場合があります。この場合でも、自団体において最大限の感染予防対策（試合中以外でのマスク着用、手指洗浄・消毒、会場以外への立ち寄りを極力控えるなど）を行ってください。

公式戦等で遠征を行う場合は、可能な限り、日帰りでの行程としてください。遠隔地開催等で宿泊を伴う必要がある場合は、原則としてシングル1名利用、団体での会食を避けるなどの感染予防対策を行ってください。

VI 参考

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて（スポーツ庁）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html